

やまぐち6次産業化・農商工連携推進事業補助金に係るQ&A

令和8年4月17日
山口県農林水産部
ぶちうまやまぐち推進課

1 事業について

Q1：本事業の目的はなにか？

- 本事業は、県産農林水産物を活かした魅力ある商品の開発を支援することにより、本県独自の高品質商品の育成の加速化を図ることを目的としています。

Q2：国の補助事業（農山漁村振興交付金）と何が異なるのか？

- 本事業は、県産農林水産物を活用した高品質な新商品開発に特化した事業であり、県産農林水産物を主たる原料とすることを要件としています。
このため、国事業で認められている販売施設や農林水産物の生産施設等の整備は対象としていません。

Q3：市町が独自に上乘せ助成を行うことは可能か？

- 可能です。

Q4：国や県の他の補助事業等と重複してよいか？

- 国や他の県事業と重複する取組みは認められません。（融資やファンドは除く）

Q5：県事業を活用後、国事業（農山漁村振興交付金）を活用することは可能か？

- 県事業と国事業の重複は認められませんが、県事業を活用後に、新たな事業展開を図るために、別途、国事業を活用することは可能です。

2 事業実施主体について

Q 1 : どのような者が事業実施主体となれるのか？

- 県内農林漁業者団体、県内中小企業者、代表者及び規約の定めがある任意団体が事業実施主体となることができます。
ただし、個人は事業実施主体となることはできません。
※実施要領2 事業実施主体の項を参照

Q 2 : 六次産業化・地産地消法等の認定者は事業実施主体となれるのか？

- 原則として、六次産業化・地産地消法に基づく認定事業者、及び農商工等連携促進法に基づく認定事業者は国事業の活用を前提としていますが、国事業の活用が困難な案件については本事業の対象となりえます。

Q 3 : 設立間もない企業等が事業実施主体となることは可能か？

- 可能です。

Q 4 : 県内で農林漁業を営んでいる法人であれば、本社が県外でも事業実施主体となれるのか？

- 県内に登記された支店等があり、事業実施及び事務処理を県内支店等で実施できる（申請書等の関係書類は支店長名で提出すること）法人であれば事業実施主体となることができます。

3 補助対象事業・経費について

Q1：補助対象となる事業はどのような内容か？
またその対象となる経費はどのようなものか？

- 補助対象となる事業は、①「新商品開発等事業（ソフト事業）」と②「施設等整備事業（ハード事業）」となっています。
- また、その対象となる経費については、①は、新商品開発に係る試作品作成、パッケージデザイン、市場評価等の経費及び開発した商品の販路開拓に係る商談会出展経費や販促資材の作成経費等を補助します。

②は、新商品の生産に必要な原材料保管施設や加工処理施設の整備に係る経費を補助します。

具体的には、以下の経費が対象となります。

1. 新商品開発等事業

(1) 原材料費

- ・ 試作品作成に係る原材料・副資材等の購入に要する経費

(注1) 販売目的の生産に係る経費は対象外

(注2) 試験販売を目的に試作品を製造される場合も原材料は経費の対象外となります。

また、市場調査や販路開拓を目的にサンプルとして製造された試作品を試験販売に供する場合は、その売り上げ数分に応じた原材料費を事業費から控除した額を補助対象とします。

(注3) 事業実施主体の自社製調達品についての補助対象経費は当該調達品の製造原価とします。

(2) 機械装置、工具器具のレンタル経費

- ・ 試作品作成のために必要な機器等のレンタル、リースに要する経費

(3) 委託費・外注費

- ・ パッケージデザイン開発、成分分析、試作品製造委託、コンサルタント会社等による市場調査費等の経費

(4) 謝金

- ・ 新商品の開発、試作品作成に際し、指導・助言を受けるために依頼した専門家等に謝礼として支払われる経費

(5) 旅費

- ・ 新商品開発に係る打ち合わせ、会議、市場調査、販路開拓のための旅費
- ・ 新商品の開発について必要な指導・助言等を依頼した専門家等に支払われる旅費

(6) 雑役務費

- ・ 試作品製造、市場調査（試験販売、アンケート調査）業務に際し、業務を補助する補助員（アルバイト）に支払う経費

(7) 会場費

- ・ 商談会等出展に係る会場使用料、出展料等の経費

(8) 運送費

- ・市場調査、商談会展展に係る、資材等の運送経費

(9) 市場調査、販売促進に係る資材等の購入に要する経費

- ・パンフレットの作成、販売促進用の資材、備品等の購入経費

2. 施設等整備事業

(1) 工事請負費

- ・原材料保管施設、加工処理施設の建設工事等に要する経費

(2) 機械設備等整備費

- ・原材料保管、加工処理に必要な機械施設の整備に要する経費

※補助対象外経費の例

以下の経費は、補助対象となりません。

- ・販売を目的とした製品、商品等の生産に係る経費
- ・事務所等にかかる家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費
- ・電話代、インターネット利用料金等の通信費
- ・商品券等の金券
- ・文房具などの事務用品等の消耗品代、雑誌購読料、新聞代、団体等の会費
- ・飲食、奢侈、娯楽、接待等の費用
- ・汎用性があり、目的外使用になり得るもの（例えば、事務用のパソコン・プリンタなど）の購入費
- ・その他、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

(注)補助対象経費等についてご不明な点については県担当者にご相談ください。

Q 2 : ハード事業のみも対象となるのか？

- 新商品開発を伴わない、ハード事業単独の利用は補助の対象となりません。
 - 本事業は、新商品開発を目的とした事業であることから、新商品開発に係る事業^{※注}を活用する場合に、その他の事業活用が可能となります。
- ※注「やまぐち6次産業化・農商工連携推進事業補助金交付要綱」別表の「I 新商品開発事業」のうち「1 新商品開発費」「2 市場評価経費」をいう。

Q 3 : 農林水産物の生産のための施設機器等も補助対象となるのか？

- 本事業は、新商品の開発に特化した事業であることから、新商品の製造に必要な施設機器を補助対象としており、その原材料となる農林水産物の生産のための施設・機械等は、補助の対象となりません。

Q 4 : 既存事業の取組み拡大に関連する施設整備は補助対象となるのか？

- 新商品開発に伴う施設整備を対象としており、単なる規模拡大は補助対象となりません。

Q 5 : 食品以外の取組みも対象となるのか？

- 県産農林水産物を主原料とした新商品開発の取組であれば、木製品等の食品以外の取組みについても事業対象とします。

Q 6 : 国事業（農山漁村振興交付金）における新商品開発は、既存商品とは別の全く新たな商品でないと対象にならないが、本事業では対象となるか？

- 既存商品に新たな要素を加えるなどといった改善により、収益性等で大きな効果が期待される取組みなどは、事業対象となります。

Q 7 : すでに他の企業が開発し、市場に出回っている商品と似かよった商品を開発する場合でも対象となるか？

- 原則、対象とします。ただし、市場性等の観点から計画審査の段階で、採択されない可能性もあります。

Q 8 : 開発する新商品について「県産農林水産物を主たる原料とすること」を求めているが、主たる原料の定義はなにか？

- 原則として、商品の製品重量に対する原材料の重量比率において、県産農林水産物の原材料の比率が最も高ければ、県産農林水産物を主たる原料としているものとみなします。

例えば、ある製品にA、B、C、Dの原材料が使用されており、その重量比率がA：40%、B：30%、C：20%、D：10%であった場合、Aが県産農林水産物であれば補助対象となります。

また、Aが県産農林水産物でない場合でも、B及びCが県産農林水産物であれば、製品重量に占める県産農林水産物の割合が50%と最も高くなるので、補助対象となります。

Q 9 : 県産農林水産物の1次加工品（米粉や野菜パウダー等）を主たる原料とする場合も対象となるか？

- 対象となります。

ただし、この場合、製品重量に占める原材料重量は、使用する1次加工品の重量（米粉重量や野菜パウダーの重量）とします。

4 複数年計画に関することについて

Q 1 : 複数年の事業実施は可能か？補助対象となるのか？

- 補助の対象となりますが、事業の実施は単年度執行が原則です。
従って、事業計画の策定時に十分な工程管理を検討するとともに、計画的な事業実行に努めていただく必要があります。

Q 2 : 複数年の事業計画認定後、補助金の申請はどのように行うのか？

- 補助金の申請、交付は単年ごととします。
したがって、事業計画認定された年度には当該年度の計画に基づく補助金の交付を行うこととしています。
翌年度以降の補助金申請及び交付決定は、原則、年度初め（4月）に実施します。
ただし、4月は交付決定までの期間、事業着手できないことに留意する必要があります（4月初めに交付申請しても、交付決定まで2～3週間を要するため。）。
- 複数年計画が認定されても、毎年度の予算措置状況により、翌年度以降の補助金活用ができない場合があります（計画認定は翌年度以降の補助金を確約するものではない）。

Q 3 : 事業完了までの間、複数回の展示商談会等へ参加できるか。

- 同じ目的、内容の取組みに対する補助は1回限りとします。

Q 4 : 複数年計画の場合の補助対象事業費の上限、下限はどのように考えるのか。

- 補助事業費上限及び下限は、毎年度ではなく、複数年の事業費の合計を対象とします。
- ただし、交付要綱上、事業実施期間において、毎年度の交付申請時の事業費を30%以上変更する場合は、変更の手続きが必要です。

Q 5 : 補助金の確定時に、事業費が上・下限額の範囲を超えた場合は、補助の対象とならないのか。

- 補助の対象となります。

5 その他

Q1：事業採択はどのようにして行われるのか？

- 事業活用を希望される事業者の方は、「やまぐち6次産業化・農商工連携サポートセンター」の支援を受けて、新商品開発に係る事業計画を策定していただく必要があります。
- その上で、県に対して事業計画認定申請書を提出し、審査の結果、県の認定を受けた計画について、事業対象となります。
- 審査の観点としては
 - ①商品コンセプト、市場性、成長性、実現可能性
 - ②県産農林水産物の活用
 - ③今後の経営性、事業の継続性等により、審査されます。

Q2：事業費の上・下限が定められているが、この範囲内の事業費でないと事業対象とならないのか？

- 本事業において補助対象となる事業費が、定められた範囲内となることが要件となります。

Q3：補助金の確定時に、事業費が上・下限額の範囲を超えた場合は、補助の対象とならないのか。

- 補助の対象となります。